共済金請求手続きのながれ

事故発生

単位子ども会

報告書の提出

共済様式 20　事故第一報報告書　FAX　76－1131

Mail　seishounen@city.anjo.lg.jp

（**事故発生日を含め 30 日以内**）

市町村子ども会連絡協議会

治療終了

単位子ども会

請求書類の提出

① 共済様式 21　医療共済金請求書兼事故証明書

② 共済様式 22　個人情報の取扱いについての同意書

③ 共済様式 03･04　加入申込書の写し（被共済者が載っているところだけでよい）

④ 共済様式 05　年間行事計画書の写し

⑤ 領収書･診療明細書

（共済様式 23　医療報告書　共済様式 24　柔道整復施術報告書でも可）

＊上記の書類を、診療最終日より60日以内、治療中でも180日を超えた時点で提出

＊提出が遅れた場合は、遅延理由書の添付が必要

市町村子ども会連絡協議会

愛知県子ども会連絡協議会

全国子ども会連絡協議会

請求書類に基づき審査を行い、請求手続きが完了してから60日以内に支払い